

決 議

自治体病院は、地域医療の確保と住民福祉の向上に向け、議会の議決を経て設立され、公的医療機関でなければ対応することが困難な多くの不採算医療を担っている。

自治体病院の経営状況が一段と厳しさを増すなか、医師不足・偏在の問題により、診療科の縮小・廃止などに追い込まれる病院も相次ぎ、深刻な事態となっている。

また、昨年12月に総務省より示された「公立病院改革ガイドライン」に基づき、経営効率化のための数値目標や、再編・ネットワーク指針を掲げた「改革プラン」を本年度内に策定することも求められている。

我々自治体病院を経営する都市の議会は、それぞれ地域の実情を踏まえた医療環境の整備及び経営の健全化に全力を傾注しているところであるが、地域住民に良質な医療を効率的かつ持続的に提供するためには、自治体病院の役割に応じた財政支援措置の充実強化が必要不可欠である。

よって、我々はここに総力を結集し、自治体病院が地域住民のニーズに応え、社会的使命を達成できるよう、次の事項について実現を期するものである。

1. 医師確保対策等について

- (1) 地域の医師不足・偏在を解消するため、医師に対して一定期間の地域医療への従事を義務づけるとともに、診療科ごとにバランスのとれた医師育成方策の確立など、抜本的な対策を講ずること。
- (2) 地域医療を担う医師の養成と地域への定着を促進するため、地域の実情に応じた医学部入学定員枠の拡大や地域枠の設定・拡大、奨学金制度の構築を図るとともに、十分な財政措置を講ずること。
- (3) 医師不足が深刻な小児科・産科・麻酔科などについては、診療報酬の更なる充実を図るとともに、医師確保のための緊急的な措置を講ずること。
- (4) 都道府県の地域医療対策協議会の取り組みに対する支援を行うとともに、都道府県域を越えた医師偏在の調整や医師派遣制度を確立すること。
- (5) 女性医師等の出産や育児による離職を防止するとともに、復職を促すため、院内保育所や復職のための研修など、働きやすい職場環境の整備を図ること。
- (6) 看護師の不足・偏在を解消するため、看護師確保のための抜本的な対策を講ずるとともに、助産師等医療従事者の必要人員の確保と養成など、地域医療の充実に向けた諸施策を講ずること。

2. 「公立病院改革ガイドライン」について

「公立病院改革ガイドライン」に基づいて実施される公立病院改革については、民間が担いきれない不採算医療をカバーするという自治体病院の役割を踏まえ、地域医療の確保に支障を生じることのないよう十分に配慮するとともに、改革を円滑に推進するために講じられる各種財政支援措置の更なる拡充を図ること。

3. 地方財政措置について

(1) 自治体病院に係る地方交付税措置の所要額を確保すること。

特に、不採算地区病院、へき地医療、小児医療、周産期医療、救急医療、高度医療等に対する交付税措置の拡充強化を図ること。

(2) 病院事業債の所要額を確保するとともに、公債費負担対策の更なる拡充を図ること。

4. 社会保険診療報酬等について

(1) 社会保険診療報酬を原価計算に基づくものとするとともに技術料を中心とした体系とするなど、不合理な診療報酬体系を是正すること。

(2) 非課税とされている医療に係る消費税については、実質病院負担とならないよう早急に対策を講ずること。

5. 医療安全対策について

医療安全対策に係る診療報酬加算措置の更なる拡充を図るとともに、医療の質と安全性の向上、医療安全調査委員会（仮称）による医療事故の原因究明・分析に基づく再発防止策の徹底など、安全・安心な医療の確保に向けた取り組みを総合的に推進すること。

6. 情報化の推進について

電子カルテやレセプト電算処理等の医療情報システムの整備を推進するための基盤整備を促進するとともに、導入病院に対する診療報酬加算措置の更なる拡充を図ること。

7. 医師臨床研修制度について

質の高い臨床研修を実施するため、臨床研修病院に対する財政措置の充実を図ること。

以上、決議する。

平成20年5月13日

全国自治体病院経営都市議会協議会
第36回定期総会